

鳥取県建設工事等電子入札執行要領の施行について

鳥取県建設工事等電子入札執行要領第17条第1項において「電子入札のシステムを使ったくじ引き」とされる事項については、以下に定めるところによる。

1 電子入札システムによるくじ引きの手順

- (1) くじ引きの対象となる入札参加者に対し、入札書の提出日時の早い順に0からの番号を付ける。
 例) 対象となる者が2者の場合：付ける番号は0、1
 対象となる者が3者の場合：付ける番号は0、1、2
- (2) 入札書（失格者及び無効な入札（入札に参加する者の公募に係る一般的事項等を定める告示に記載されている入札参加の条件を具備していない者の行った入札、予定価格が事後公表の場合で予定価格を上回った入札、調査基準価格を下回り無効となった入札等）をした者が提出したものを除く。）に記載された3桁の「くじ番号」を合計する。
- (3) (2)により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。割り切れた場合は0とする。
- (4) (1)により付けた番号と(3)により算出した余りが一致した者を落札者とする。

2 例

入札参加者	くじ番号	くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号		
		パターン1	パターン2	パターン3
A	0 1 2	0		
B	1 2 3	1	0	
C	1 0 2	2	1	0
D	3 2 4	3	2	1
E	3 5 4	4	3	
合計	9 1 5	(A, B, C, D, Eの5者がくじ引きの対象となった場合)	(B, C, D, Eの4者がくじ引きの対象となった場合)	(C, Dの2者がくじ引きの対象となった場合)

<失格者等がない場合>

パターン1 : $(012+123+102+324+354) \div 5 = 183$ 余り 0 → Aが落札
($183 \times 5 = 915$)

パターン2 : $(012+123+102+324+354) \div 4 = 228$ 余り 3 → Eが落札
($228 \times 4 + 3 = 915$)

パターン3 : $(012+123+102+324+354) \div 2 = 457$ 余り 1 → Dに落札
($457 \times 2 + 1 = 915$)